

一宮市雇用調整助成金申請支援金

雇用調整助成金（特例措置）の緊急対応期間内において

雇用調整（休業）を実施した事業者に対して支援します。

1 対象者（次のすべてに該当）

- 一宮市内の事業所で雇用調整（休業）を実施した事業者（中小企業基本法に規定する中小企業者）であること
- 国の「雇用調整助成金（特例措置）」または「緊急雇用安定助成金」について、緊急対応期間（※）内に雇用調整（休業）を実施して管轄する労働局長の支給決定を受けていること。
- 一宮市税の滞納がないこと

※緊急対応期間 令和2年4月1日から令和3年2月28日まで

2 支援金額

▼1事業者あたり 5万円（申請は1回限り）

3 申請受付期間

令和2年6月17日（水）から **令和3年3月31日（水）【必着】**

国の雇用調整助成金などの支給決定を受けた日から概ね1ヶ月以内

（注）申請は、予算に達し次第、締め切りとさせていただきます

【お問い合わせ先】 一宮市 経済部 商工観光課 「雇用調整助成金申請支援金」担当

電話：0586-85-7436（ダイヤルイン） 平日9～17時（12～13時は除く）

4 申請方法

申請書等（①⑥）は市ウェブサイトからダウンロードしてください。

提出書類	①一宮市雇用調整助成金申請支援金交付申請書（請求書）
	②雇用調整助成金などの支給決定書類 支給決定通知書（管轄する労働局長名の通知）の写し
	③一宮市内の事業所が雇用調整（休業）を実施したことが分かる書類 支給申請書、雇用調整助成金休業等実施計画（変更）届の写しなど
	④上記（③）の事業所の所在地（一宮市）が記されている書類の写し 【法人】登記事項証明書など 【個人】開業届、確定申告書、営業許可証など
	⑤振込先口座の分かる書類（通帳やキャッシュカードの写し）
	⑥その他書類 チェックシート

市ウェブサイト



5 申請書の提出先

〒491-8501（住所の記載は不要）

一宮市経済部商工観光課 「雇用調整助成金申請支援金」担当

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
原則、郵送（簡易書留など郵便物を追跡できる方法）での提出にご協力をお願いします。